

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答 給付実績の推移を考慮し保険料を設定しているため、8期中の見直しは行いません。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

回答 国から示される方針を参考に、検討してまいります。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

回答国の補助制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

回答対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

回答現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

回答国の制度に基づき進めてまいります。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

回答国の制度に基づき進めてまいります。

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答介護保険事業計画推進委員会の意見などを伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

回答特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答サロン事業は17ヶ所、認知症カフェは社会福祉協議会、コミュニティ、ボランティアにより実施しています。また、各地区の老人憩の家開放事業を、町の委託事業として老人クラブにより実施しています。サロンについては社会福祉協議会からの助成がありますが、認知症カフェ等の居場所についての助成については、今後検討していきます。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービス費については複数事業所を利用した場合が想定されるため実施しておりません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

回答難聴による認知機能低下予防に関する研究など、今後の国の研究動向を注視しつつ補聴器購入助成の有効性について検討していきます。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答65歳以上の要介護1以上の普通障がい者又は、要介護3以上の一定の条件に該当する場合については、特別障がい者の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答要介護認定を受けた方のうち要介護者の方には、結果通知に障がい者控除の説

明資料を同封するとともにケアマネジャーなどを通じて、障がい者控除の申請を行うよう勧奨しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

回答一般会計からの繰入金は、国民健康保険加入者以外から納めていただいた税金を充てることとなります。よって、一般会計からの繰入金は、保険税等だけでは国保運営が成り立たず、不足する財源を補うため、必要最低限の繰り入れとしています。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答低所得者、収入減少、災害、感染症等の減免制度を実施し、対応しています。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答18歳までの子どもの均等割を廃止した場合の減収分は、他の国保加入者による負担、又は一般会計からの繰入金で対応することとなります。18歳までの子どもが医療機関にかかり、医療費が発生することを考慮しますと均等割の負担は、やむを得ないと考えます。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

回答主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯に限らず、主たる生計維持者の収入が減少する等、一定の要件に該当する世帯に対し、令和4年3月31日を申請期限とし、厚生労働省の基準に基づいた減免を行っています。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

回答傷病手当金は、任意給付として各保険者に給付の有無がゆだねられております。

国は、保険者に国民健康保険事業の赤字の解消を指導しており、本町も赤字を解消するために税率改正を実施しています。

本町としては、国の財政支援を受けることができる範囲で新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の給付を行い、赤字の拡大につながりかねない事業主への給付や、傷病の対象拡大は考えておりません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替

える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

回答資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず納税や納税相談に応じない滞納世帯に対して発行しています。

保険税を継続して分納している世帯は資格証明書の対象とせず、短期保険証を発行しています。

また、資格証明書を短期保険証に切り替える際に医師の診断書を要していません。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

回答納税相談により世帯における生活、就労、経済状況など生活実態の把握に努めるとともに、必要な場合は福祉関係部署や生活相談部署とも連携するなど、各世帯に応じた納税相談を行っています。

差押については、法令に基づき差押禁止財産は差押えせず、適正な差押を執行しています。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費の110%以下の場合是一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合是一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合是一部負担金の徴収猶予、という基準を設けており、現在この基準を改正する考えはありません。また、一部負担金の減免制度の周知につきましては町ホームページに掲載しています。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答平成31年3月診療分から、年齢にかかわらず高額療養費の支給申請の簡略化や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として郵送によるターンアラウンド申請を開始し、申請者の利便性を向上させております。

70歳から74歳までの前期高齢者の初回のみ申請については、実施に向けて準備しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

回答法令に基づき差押禁止財産は差押えせず、適正な差押えを執行しています。

税の滞納については、納税相談により世帯における生活、就労、経済状況など生活実態の把握に努めるとともに、猶予制度について、広報及びホームページに掲載し住民に周知しています。

4. 生活保護について

★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

回答生活保護の受給手続きについては、憲法 25 条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。申請を受けた際には、速やかに県福祉事務所と連携し、適切な対応に努めます。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

回答生活保護の申請に対しては、憲法第 25 条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。今後も、生活保護が必要な方へは、県福祉事務所と連携して、速やかな対応に努めます。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

回答本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答本町は福祉事務所を設置していないため、対応できません。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答本町は福祉事務所を設置していないため、対応できません。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

回答本町は福祉事務所を設置していないため、対応できません。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してく

ださい。

回答現時点では、縮小・拡充の予定はありません。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答現時点では考えていません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答精神保健福祉手帳1級及び2級手帳所持者の方の医療費助成を平成26年2月から対象としました。

なお、自立支援医療(精神通院)対象者については、精神障害者医療費助成(精神通院のみ)をしています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答現時点では考えていません。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答令和3年1月から妊婦医療費補助制度を創設しました。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

回答子どもの貧困対策の推進に関する法律や子どもの貧困対策に関する大綱の趣旨に沿った「東浦町子どもの貧困対策推進計画」を、令和2年3月に策定しました。
本計画に沿って、必要な調査や見直しを検討していきます。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

回答平成28年度から親への支援策として、ひとり親家庭等自立支援給付事業、平成29年度から子どもへの支援として、ひとり親家庭等児童受験料給付事業、平成30年度から生活講習会を実施しています。社会情勢等を踏まえ、支援の充実化を図ります。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答子どもの居場所づくりの取り組みや住民団体が行う子ども食堂、学習支援等の取り組みについて、公共施設の場所提供や取組紹介などを行い、支援していきます。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答東浦町では、平成28年度から、就学援助制度の対象を生活保護基準の1.3倍以下としています。その倍率の変更については、他自治体の状況を見ながら柔軟に対応したいと考えますが、現在の1.3倍以下の基準は多くの自治体で採用されているものであり、現状で倍率を変更する予定はありません。(文部科学省調査では、1.3倍以下の係数を採用している自治体が令和元年度で全体の40.9%、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体の53.8%となっている。)

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回答申請書の受付、申請手続きについては、入学時等での周知(保護者への通知文、広報紙、町ホームページ等)、社会福祉協議会や他課窓口でのちらしの配布を行い、拡充しているところです。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

回答学校給食は学校給食法に基づき、教育活動として実施しており、同法で学校給食に要する経費のうち、施設に要する経費や人件費以外の食材費は保護者負担とすることが定められています。

これは、児童生徒が適切な栄養を摂取することにより健康の保持増進を図り、成長を助けるものであり、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものであるため、学校給食費を無償にする考えはありません。

事情により支払いができない場合は就学援助制度の利用をすすめています。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

回答本町では、平成20年度から給食費の無償化を行っています。

(4) 保育施策の抜本的拡充

★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

回答 平成 16 年度に始まった国の「三位一体改革」により、国から地方へ税源移譲が行われ、公立保育園においては、施設整備及び運営に対する国庫負担金・補助金制度が廃止されました。

また、高度経済成長期に建設された本町の保育施設は近年、老朽化を迎えています。本町においても、財源が限られている中で、公共施設の統廃合や民間活力の導入も視野に入れながら、保育所等の適正なあり方を検討していきます。

★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

回答 認可保育所の施設や設備の老朽化が進んでいることから、改修、更新による保育環境の改善が必要であると考えています。今後は公立及び私立ともに、計画的な改修、更新により、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していきます。

また、認可外保育施設等の認可化につきましては、運営している事業者等の方針等を踏まえながら、検討していきます。

なお、指導監督基準を下回る認可外保育施設等については、県が行う認可外保育施設実施指導監査に本町の職員が随行し、指導及び実態把握に努めています。

③ 企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

回答 本町に立地する企業主導型保育事業については、県が行う認可外保育施設実施指導監査に本町の職員が随行しているため、町単独の立入りや面談を行うことは考えておりません。今後も引き続き、県とともに指導及び実態把握に努めていきます。

④ 保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

回答 保育士配置と保育室の面積にかかる基準については、引き続き国が示す基準を準用して運用していきます。

また、ゆとりある保育を行うためには、保育士確保が最優先と考えます。本町では、保育士の任用を増やすため、職員定数を増やすなど雇用環境の整備に努めております。

⑤ 職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

回答財源が限られている中で、現状では、民間保育施設への公私間格差是正のための補助を行う予定はありません。

7. 障害者・児施策について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

回答利用者の希望に沿った受け入れができるよう、施設等の理解・協力を得ながら施設の確保に取り組めます。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

回答サービス等利用計画に基づき、障害者に必要となるサービスが利用できるように支給決定しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

回答保護者の疾病等やむを得ない事情があり、他に通所・通学の手段がない場合は、利用可能としています。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

回答基本的に医療機関のスタッフで対応すべきものですが、多動など本人の心身状態により介助が必要であると認められた場合には院内介助を認めています。なお、視覚障害者に対しては、同行援護により院内介助を行っています。

また、入院中のヘルパー派遣については、人工透析などのため他の医療機関への通院が必要な場合には認めています。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

回答現在のところ、本町独自の補助制度を実施する予定はありません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉

サービスの支給時間を削減しないでください。

回答介護保険制度対象となるサービスを利用している対象者には、介護保険の利用申請を勧奨し、介護保険サービスが受けられるまでは障害福祉サービスの打ち切りは行っていません。また、サービスについての説明も行っています。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護、就労移行支援等)については、利用者の状況に応じて、適切なサービスの支給決定を行っています。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

回答国への要望については、会議等の機会の際に要望していきたいと考えています。補助については、現在のところ実施予定はありません。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

回答報酬単価については、サービス量(利用時間)に即した給付となるようサービスの質の充実に努め検討していきます。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答高齢者肺炎球菌ワクチンについては、自己負担 2,000 円で実施しています。任意予防接種事業については、継続しています。2回目接種については、国・県・近隣市町の動向を見ながら検討してまいります。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答産婦健診を1回助成しています。拡充については、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答保健センターの歯科衛生士は2名配置になっています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

回答国の制度に基づき検討してまいります。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。
- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。